

Title	François Bluche, Les magistrats du Parlement de Paris au XVIIIe siècle
Sub Title	
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.1 (1966. 7) ,p.132- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660700-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

110頁におとむれし。

ペーテル自身の立場もやはり歴史の批判的分析的立場であるから、彼は「歴史哲學はもはや歴史そのものの問題ではなく、歴史の知識の問題である」として翻り切る。このことは歴史哲學的には功罪半ばあるが、しかしやるために歴史学について書く人が多くなつたのは事実である。

とにかくこの本は “History and Theory” に載つた好譯文の再録以上のものではないから、各論文の間に共通の問題性がある。併し、1冊の本として1冊した主張に欠けぬつてゐるはあら。アンソロジーのいへつた方としてはイーザーのそしりを免れまじ。勿論このことからおさへれたものはみな好譯文であらから単独に読めばそれだけ得るものには充分あるが。

従来、R. Mousnier 『La Vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII, 1945』なるべし、絶対王権初期の parlementaires はなれど亦分かれていた。貴族は終りやねては一七世紀以後ではじめんじかと思ふが、やねた。一方、G. Pagès 『La vénalité des offices dans l'ancienne France, Ruvue historique, 1932』は貴官職の概観を通して王権による階級の隸屬關係を示す。Mousnier 『Les offices de la famille normande d'Amfreville, Ruvue historique, 1938』は Rouen の parlementaires-Amfreville 氏の血縁獲得例を解説した。又、Pages の 『La monarchie d'ancien régime, 1928』はハイ因世体制が上層ブルジョアジーの血縁を媒介とした貴族化の動向を明かにした。更に、P. Sagnac も 『La formation de la société française moderne, Ts. 1945, 1946』で一七世紀後半以後の統治王制社会構造を分析し、それをもつて上層ブルジョアジーの Parlementaires の就任の道が閉じられた。parlementaires は体カスレを形成したことを明かにした。しかし、その基本的性格は顯著な個別、具体的な研究は Parlement 研究の付

本書は一八世紀フランス貴族の近年多々の業績を上げてある F. Bluche の論文である。著者は本書を一九五六 年パリ大学文学部に論譜文 L'origine des magistrats du Parlement de Paris au XVIII^e siècle (1715-1771) Dic-

井上一樹（例）J. Egret『L'Aristocratie parlementaire fran aise   la fin de l'ancien r gime, Revue historique 1952』& parlementaires の 1 章の研究（例）H. Frond-eville『Les pr sidents du Parlement de Normandie 1954』を別とすれば、数少く。それ故、本書で得られた結論（彼らの Parlementaires は貴族ぢねり）、noblesse d' p e e への知覚である限りの伝統的対立は存在しない）を他の parlementaires に適合せし考へるのは早計だが、本書は貴重な実証成果である。

×

×

×

本書の取扱いした諸点は次の如くである。

(1) Parlement の conseiller になるには年令 15 才以上と法律修得の免状を必要とするが、實際に就任した人の平均年令は前世紀後半に出して一八世紀初頭には低下一、二三才十一ヶ月である。又、pr sident となるには conseiller 勤続 10 年以上と年令 40 才に達する必要条件であったが、この規定も多くの特許状で破られた。極端な例は名門 Lamoignon 家の Chr tien Guillaume である。彼は conseiller 就任数回にして pr sident に昇つた。因に彼の年令は 17 才であった。

(2) 1715 年の Parlementaires は、名簿メハバーの命令で爵位を持つ世襲秘書官 10 人 (secretaires de la cour を除く) である。彼らの前身は 1 回七人が貴族、18 人が 1 代田貴族 (父

子が各々 10 年在職しないと 2 代目に貴族の称号が渡らない) 時的貴族)、18 人が庶民である。1 代目貴族も加えると、90% が貴族、9・3% が庶民であった。一方、1771 年の構成は、全体 188 人で、貴族 133 人、1 代目貴族 16 人、庶民 19 人であった。2 代目貴族も加えると、貴族は 89・9%，庶民は 10・1% である。これを conseillers (名譽メンバーを除く) のみについて考へてみると、1715 年には庶民 10 人四八%，71 年には 15 人九・六% である。上述の如きか、両年度間に相対的変化はなくとも庶民の conseillers 数が若干増大しているのがわかる。——しかし、更に重要な事は Parlement 就任者の圧倒的多数が前身すでに貴族だったという事実である。それを更におとめてみると、1715~71 年間に Parlementaires は 590 家を数えるが、その内 511 家は Parlement 就任前に貴族となつていて、残り七八家のみが就任後貴族称号を得たのであった。それ故、ペリ Parlement は新人に田畠を譲してこらるるが、結論になる。

(3) Parlementaires の過半数は急激な社会的上昇をした。この現象は 1 五世紀以来明瞭である。例へば、Longueil 家最初の就任者は 1180 年 conseiller で、1 回 18 年 pr sident に就任したが、彼は Dieppe 商人の子に過ぎない。1580 年 conseiller となつた Fran ois Gaudart の祖父と父は 1 代の procurer であった。17 世紀中葉には甘少ブルジョワの上昇を一段と急激になるが、18 世紀にもそれはまだ連続する。18 世紀

の上昇様式はアルジニア商人か官僚から一代で貴族になるものであるが、実際にはそれより Parlement の他の職に就いたり、家庭環境（例えど avocats, notaires, 予審裁判所員等の家庭）の点でそれに近づいた場合が多い。例えば、一七一〇年就任した Claude Glucq は染物屋の息子であつたし、四〇年に就任した Pierre Marc Héron も Châtelet の一画様の息子である。他方、conseiller の Boutet de Guignonville の父親が fermier général となつた奴へ、financiers の家庭の子弟も多々。

(4) Parlementaires 画門の組合では婚姻と縁戚関係による明るいがなだれ。Parlementaires を大出した名門 Gilbert de Voisins は直接の縁戚一大家(d'Aguesseau, Lamoignon ら)の外戚を含むべし、Parlementaires は縁戚がねぬ。外戚を含むべし Barthélémy Nicolat Huault de Bernay である。彼は直接の縁戚五家、外戚を含むべし、縁戚がねぬが、所謂名門家とは縁戚がなし。概して、彼らは婚姻によつて互に組合し、更に上層の人々は上層の人々同志結び合つてゐたのである。

(5) 彼らの財産配分について。第一型は財産が rentes 等で市発行 rentes に集中する型。例えど conseillers の Baussan の財産は rentes 八八%，土地六・六%，動産一・七%，不動産一・五%である。第一型は財産が土地に集中する型。例えど conseiller の Louis Chevalier の財産は土地六・七%，動

産一八・五%，官職一四・八%，rentes 四・九%である。第二型は（前二型多くなむ）財産が官職に集中する型。後に大法官になった Maupeou は結婚前妻の財産一六・七%，rentes 一・九・七%，その他一六・五%，動産七・一%である。第四型は財産均等型。例えど président の Henault は不動産三三・一・四%，土地三一・三%，他のが三三・一%である。

従来、Parlementaires 財産は血縁母心の親がねむが、本書は第一・二型の方が多い事を認めた。

(6) 官職価格の変動は著しい。売却時の事情にも左右される。一般的論として記述ることは、十七世紀末以来相対的低下を示していく事である。例えど conseiller 職価格は一七〇〇年に一〇万リーブルであったが、七一年には五万リーブルである。価格は各種職位によつても異なる。四九年には conseiller 四万、substitut 二万五〇〇〇～三万、président des requêtes & enquêtes 一七～一〇万リーブルである。一方、彼の収入は推算であるが、一般に下僚程薄給である。premier président の総収入は年に八万リーブル位、président à mortier は四〇年に収入一万リーブルで官職価格の一〇%ほしか相違つた。Mirabeau に謂ふせぬ「この高価な官職は何も利潤を生まない」こととなる。conseiller の収入は定額収入と臨時収入の二本立てであるが、合計しても少額である。例えど、一七五九～六年の Bragelone の収入は一一八九リーブルである。当時 conseiller 職価格は五万リーブルであったから投資本の一一・三七%の利率だった

じことになる。

(7) 彼らの土地所有は新しい事ではない。すでに、一五~六世紀にはパリ南西部の『世俗領地の大部』は彼らの所領であった。一八世紀には所領を有したが、Parlementaires は極く少數でしかない。『彼らにとつて土地は財産の象徴であり、又伝統的承継の最も確実な証拠』であった。彼らの所領はパリ近郊を中心し La Brie, Gâtinais, 誠中 Beauce よ Hurepoix に集中していね。その主原因は Parlement の休庭期一ヶ月間を所領に出向き監督であるより、彼らがパリに近い土地を求めたからである。

彼らの土地交換、購入は著しく。président の Pierre VII Gilbert de Voisins は一七七九年ある商人と Provence 伯の

土地をそれぞれ五万六千〇〇〇、三万六〇〇〇フランで購入した。小口でも著しい例がある。premier président の Molé は七〇~八四年間に一五件約五万リーブルの交換と購入を行つた。以上の例でも明らかな如く、彼らは不斷に所領の増大を謀つていた。

(8) 彼らの領主生活は châteaux を所有するにいたりた。彼らの田には歴史的 châteaux が上品なものと映つた。されば、富力のある者は自分の財産、勢力に見合つた château を競つて入手したり建設する。例へば、名門 Le Peletier 家が一五世紀に入建設された由緒ある château を入手した如く。しかし、彼らは一度入手してもそれだけで虚榮心を満足であらず、しばしば増改築する。一方、田園生活の楽しみは、宮廷貴族と全く変わらない。

社交、演劇、狩猟会はその中心であつた。

×

×

×

(6) 彼らは子弟の教育に力を入れる。一般に幼年期の教育は家庭教師、就中聖職者に委ねられる。例へば、conseiller の Bernard Nicolas Soulet が Fontenelle の親友 Trublet 師に教育を受けた如く。就学年令は達やね、多くの者はイエズス会経営の Louis-le-Grand 校に行く。元来、Parlement は王国基本法の守護者であつたから cathoricisme gallican に強く結びついてゐる。その傾向は上層部の人々程強い。それに敵対するジャンセニストは少數で、一七三一年頃約六〇人居たが教義に忠実な者は更に少數である。

(7) 彼らの制服の見栄え、由縁ある所在地 (元歴代国王の王都)、創立の由來、建物内部装飾の効果、皇族や pairs 謹使の榮誉等が、威信、権威を生み、Parlement の権威最も Parlementaires の権威にしていた。

(8) noblesse de robe と noblesse d'épée は職業のおつし體級ではない。然る人々が robe おふ épée と、épée おふ robe に移る。例へば、François Charles Valliers は一七一四年に conseiller になつたが、三〇年に陸軍に入り、後 Champagne 連隊の大佐になつた。一方、Michel Isaac Ferrand は Fontenoy の戦いで左足を失つたのと、五五年 conseiller 謹め購入した。かかる例が多數在るが robe と épée の社会的平等を示す証拠であるが、Versaille のみは宮廷貴族の支配下にある。

り、社会的平等が通用しなかつた。しかし、五九年の規定は宮廷出入りを許される人々 honneurs de la Cour の制限を大幅に緩和した。honneurs de la Cour の数は九四一家で、内八八二家は貴族と在フランス外國貴族である。フランス貴族を当時一万七〇〇〇家とするべからず、honneurs de la Cour の数は五・一%である。Parlementaires も honneurs de la Cour なのは三九家、全体の六・六%である。以上の事から彼らが具体的、実質的差別をつけられていないのは明白である。かかる差別、その結果対立の存在しない証拠として、宮廷貴族と Parlementaires は相互の親密な交渉例が数多く提出される。

× × ×

著者が Parlementaires について明らかにしたのは大要上述の如くである。彼が序文で述べてゐる如く、本書は一八世紀の 1 Parlement 社会の研究である。しかし、Parlementaires の具体的内容は——著者が集めた膨大な未刊史料、就母 Archives de Parlement と minutier central des Notaires de Paris に基づいて——可能な限り明確にする所とする。本書は單に Parlementaires 社会の構造理解に寄与するだけでなく、広く政治社会的分野における貴族構造の具体的理解に寄与する。この意味から、筆者は本書が Parlementaires 研究ともいふべき、貴族一般の社会構造研究に充分資する所ありと考へるのである。なお、巻頭の数十頁に及ぶビブリオグラフィーは Parlement 研究について非常に有益である。

彙 報

昭和四十年度大学院文学研究科
修士課程卒業論文

東洋史専攻
高橋英一 チャールキヤ朝碑文研究序説

執筆者紹介

中山一義	慶應義塾大学文学部教授
岩谷十二郎	同 幼稚舎教諭
菅原崇光	同 志木高等学校講師
小川英雄	同 文学部助手
高橋正彦	同 同
三浦和男	同 文学部教授 助手
宮崎洋	同 大学院博士課程
竹田竜児	同 大学院文学部教授